

西条市クラウドファンディング活用支援事業 補助金交付申請等の手引き

1 西条市クラウドファンディング活用支援事業の概要と目的

西条市クラウドファンディング活用支援事業は、ソーシャルビジネス事業者等がクラウドファンディングを活用して、主に西条市内で事業を行う場合に、クラウドファンディングの運営事業者を支払う手数料の一部を補助するものです。

事業者の資金調達と支援者の拡大を図り、本市における地域課題解決に向けた活動を支援することを目的としています。

2 対象事業者

NPO 法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、個人事業主、中小企業者、農林水産業者、商店街団体等その他これらに準ずる活動を行う団体及び創業者を対象事業者とする。ただし、以下の要件をいずれも満たす事業を実施する者とする。

- (1) ソーシャルビジネスの一環として取り組むもの
- (2) 主に西条市内で活動し、西条市民を含む多くの人へのサービスを生み出すもの
- (3) 創業もしくは事業拡大となるもの
- (4) 「さいじょうソーシャルビジネスサポーターズ」(SSBS)に事前相談したもの(合同相談フォーム経由)
- (5) クラウドファンディングの終了日からクラウドファンディングにより調達した資金を活用して実施する事業の着手日までの期間が1年以内であるもの

■「さいじょうソーシャルビジネスサポーターズ」(SSBS)は、西条市でのソーシャルビジネス(※1)を支援する5機関(※2)で構成するネットワークです。

※1 社会的課題の解決を目的とし、ビジネスの手法を取り入れ収益性や継続性も目指す事業。

※2 (株)日本政策金融公庫新居浜支店、(株)西条産業情報支援センター(SICS)、公益財団法人えひめ西条つながり基金、NPO 法人西条まちづくり応援団、西条市の5機関



SSBS の活動(市 HP)



SSBS の合同相談フォーム



※次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

- ・大企業
- ・みなし大企業
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第

2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者

- ・西条市暴力団排除条例(平成23年西条市条例第20号)第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等
- ・政治活動又は宗教活動を目的とした事業を営む者
- ・市税に滞納又は未申告がある者
- ・他に同種の補助を受けている者
- ・その他、市長が適当でないと認める者

3 補助対象事業

以下のすべての要件を満たすクラウドファンディングとします。

- (1) クラウドファンディング運営事業者を一般社団法人日本クラウドファンディング協会(※1)の会員もしくはプラスソーシャルインベストメント株式会社(※2)とするもの又は公益財団法人えひめ西条つながり基金(※3)が実施する事業指定型助成プログラムを利用するもの

※1 一般社団法人日本クラウドファンディング協会 <http://safe-crowdfunding.jp/>

※2 プラスソーシャルインベストメント株式会社 <https://www.psinvestment.co.jp/>

※3 公益財団法人えひめ西条つながり基金 <https://escf.jp/>

- (2) クラウドファンディングの種類は「寄附型」または「購入型」であり、方式は「All or Nothing」または「All in」であること
- (3) クラウドファンディングにより調達する資金の額が 30 万円以上のもの
- (4) 交付決定の日から当該年度の 3 月 31 日までにクラウドファンディングによる資金の調達が完了し、かつ、クラウドファンディング運営事業者に利用手数料の支払いが完了するもの

(対象外)

- ・特定の企業、団体及び個人の利益のみを追求するもの
- ・宗教的又は政治的なもの
- ・法令等又は公序良俗に反するもの
- ・その他市長が適当でないと認めたもの

4 補助対象経費

クラウドファンディング運営事業者に支払う利用手数料(決済手数料含む)

- ・消費税及び地方消費税は対象外とします。

5 補助金額

1 回あたり上限 200,000 円

- ・補助金額は、1,000 円未満の端数を切り捨てます。
- ・調達した額が、あらかじめ設定した目標金額を上回った場合であっても、交付決定した補助金額を上限とします。

※クラウドファンディングによる調達した額が 30 万円未満(All or Nothingの方式を採用し、資金調達目標額が達成できなかった場合を含む。)のときは、補助対象事業を中止したものとみなし、補助金を交付しません。

6 交付申請

(1)申請時期

クラウドファンディングの実施に向けて、クラウドファンディング運営事業者による審査を通過した後、クラウドファンディング開始日の前日までに申請してください。

ただし、交付決定の日から当該年度の 3 月 31 日までにクラウドファンディングによる資金の調達が完了し、かつ、クラウドファンディング運営事業者を利用手数料の支払いが完了するものとしますので、クラウドファンディングの実施期間等スケジュールにご注意ください。

※申請受付後、書類の審査にあたり、内容の確認、資料追加等が生じる場合がありますので、時間的余裕をもって申請してください。

※申請は、各年度につき 1 事業者 1 回限りとします。

(2)提出書類

- ア 交付申請書(様式第1号)
- イ 事業計画書(様式第2号)
- ウ 収支予算書(様式第3号)
- エ 団体等活動状況(様式第4号)
- オ クラウドファンディング運営事業者の審査を通過したことが確認できるもの及び利用手数料が確認できるものの写し
- カ 履歴事項全部証明書
(※法人以外の場合は、代表者個人の住民票の写し)
- キ 直近の納税証明書(市税の滞納がないことの証明)
(※法人以外の場合は、代表者個人の納税証明書)
- ク その他市長が必要と認めるもの

(3)交付決定

交付申請後、内容の審査を行い、適切であると認めた場合、市から補助金交付決定を行います。

(4)その他

交付決定後、事業の変更等が生じた場合は、すみやかに所定の手続きを行ってください。

7 クラウドファンディング開始

「6 交付申請」による補助金交付決定日以後にクラウドファンディングを開始してください。

※市は、クラウドファンディング募集に係る周知の支援を行いますが、一人でも多くの方から応援をいただけるよう、事業者ご自身も目標額達成に向けて周知を行ってください。

8 実績報告

(1)報告期日

クラウドファンディングによる資金調達を完了し、かつ、クラウドファンディング運営事業者を利用手数料の支払いが完了した後、実績報告をしてください。

(2)提出書類

ア 実績報告書(様式第9号)

イ 事業報告書(様式第10号)

ウ 収支決算書(様式第11号)

エ クラウドファンディングによる資金調達額が確認できるものの写し(公開ページ等)

オ クラウドファンディング運営事業者を利用手数料を支払ったことが分かるものの写し

(3)補助金額の確定

実績報告後、内容の審査を行い、適切であると認めた場合、市から補助金額確定を行います。

9 補助金の支払い

市から補助金確定通知書を送付しますので、受理後に、補助金交付請求書(様式第13号)を提出してください。

※請求書受理後、30 日以内に支払います。

10 実施報告

クラウドファンディングを活用して資金調達した事業について、事業実施後すみやかに実施報告書(様式第 14 号)を提出してください。

ただし、補助金を交付決定した年度の翌年度の3月31日時点で事業が完了していない場合は、進捗状況を記載してください。

※事業の結果について、市 HP 等により周知を行う場合があります。

11 その他

○補助対象事業に関する領収書等は、事業終了後5年間保存してください。

○補助金は、市が不相当と認める場合は、返還を求めることがあります。

○その他、関係法令等がある場合は、法令等を遵守してください。

12 交付申請から事業実施報告までのスケジュール

No.	項目	内容
①	SSBS への事前相談 (合同相談フォーム)	https://logoform.jp/form/Rodr/242659   相談受付後、SSBS が相談案件に対し支援を行います。
②	クラウドファンディング 利用申込・公開準備	クラウドファンディング運営事業者に利用申込等してください。
③	交付申請	市へ必要書類を提出してください。
④	補助金交付決定	書類を審査し、補助金交付決定をします。 (市から事業者へ通知書送付)
⑤	クラウドファンディング 開始	クラウドファンディングを開始してください。

⑥	実績報告	市へ必要書類を提出してください。 ※クラウドファンディングによる資金調達を完了し、かつ、クラウドファンディング運営事業者を利用手数料の支払いが完了した後、提出してください。
⑦	補助金確定通知	書類を審査し、補助金確定通知をします。 (市から事業者へ通知書送付)
⑧	補助金の支払い	請求書を市へ提出してください。 (請求書受理後、30 日以内に支払います。)
⑨	事業実施報告	クラウドファンディングによる資金を活用した事業を完了した後、報告書を提出してください。 ※クラウドファンディング終了後、1年以内に事業を実施すること。ただし、補助金を交付決定した年度の翌年度の3月31日時点で事業が完了していない場合は、進捗状況を記載してください。

13 問合せ先

西条市明屋敷164番地
西条市役所 市民生活部 くらし支援課
電話：0897-52-1346
Mail：kurashishien@saijo-city.jp